

《取引条件書(手配旅行・旅行相談)》
株式会社ジョージハウスジャパン

(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面) この書面は、旅行契約(含む旅行相談)が成立した場合契約書面の一部となります。

当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様からのご依頼により、国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部・旅行相談契約の部)によります。ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

1. 申込金と契約の成立

(1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の 20%相当額の申込金を申し受けます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込下さい。

(2)お申込みいただくご旅行の契約(手配旅行契約)は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては、口頭(お電話)によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込書を受理した時に成立します。

(3)『通信契約』を希望されるお客様からの申込と契約の成立

当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下会員)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下通信契約)を条件に申込を受けた場合、上記(1)(2)とは以下の点で異なります。

①契約成立は、電話の場合は当社が承諾をした時、ファクシミリ・電子メール等よる場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立します。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日(解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申出翌日から 7 日間以内をカード利用日として払い戻します)」となります。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、所定の取消料並びに下記の取消手数料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2. お申し込み条件

(1)高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

(2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること)などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

区分	料金
[1]取扱料金	ア. 宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合 ご旅行費用総額の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 1000 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1000 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1000 円、航空券予約・発券 1 名様 1 区間につき 2000 円の合算額を下限とします。
	イ. 宿泊機関等を単一手配する場合 宿泊機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 3000 円)
	ウ. 運送機関等を単一手配する場合 運送機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 3000 円) ※費用が 5,500 円未満の場合は、取扱料金 3000 円申し受けます。
	エ. 観光券等を単一手配する場合 観光券等を単一手配する場合観光券等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 1000 円) ※ 費用が 5,400 円未満の場合は、取扱料金 1000 円申し受けます。
	オ. 航空券を単一手配する場合 1 名様 1 区間につき航空運賃の 20%以内(下限 1500 円)、航空運賃が 5,500 円未満の場合は、取扱料金は 1500 円を申し受けます。
[2]変更手数料金	— 当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の 20%以内。 宿泊機関等 1 件 1 手配につき 1000 円以上、運送機関等 1 件 1 手配につき 1000 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1000 円、航空券 1 人 1 区間につき 1000 円の合算額を下限とします。
[3]取消手数料金	— ※東京ディズニーリゾート指定入場日の 15 日前までの払い戻しの際 1 葉につき 200 円
[4]相談料金 【観光旅行】	(1)お客様のご旅行計画作成のための相談 基本料金 30 分:4000 円 (以降 30 分毎に 2000 円)
	(2)旅行計画の作成 旅行日程 1 件につき 2000 円
	(3)旅行代金見積書の作成 見積書 1 件につき 2000 円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供 資料(A4 版)1 枚につき 1000 円
	(5)お客様の依頼による出張相談 上記(1)から(4)までの 5000 円増し
[5]空港等での あつ旋サービス料金	— あつ旋員 1 名につき 10000 円
[6]添乗サービス料金	添乗サービス 添乗員 1 名 1 日につき 30000 円
[7]通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等 1 件につき 500 円(電話料・電報料等別)

(注):

- 上記の各料金には消費税は含まれていません。

- 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。
- 旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
- 「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
- 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を決めて同一行程によりご旅行される場合をいいます。
- お客様のご希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金を申し受けます。
- お客様のご都合により返金が生じた場合に発生する手数料(振込手数料等)は、お客様負担とさせていただきます。予めご了承下さい。
- 出発前日から数えて9日以内(9日目も含む)の手配の手数料に関しては、1旅行1名様につき実際手配の手数料として1000円(税別)頂きます。

4. ご旅行代金

(1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただけます。

(2)当社は、契約の締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときには、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)

②当社所定の変更手続料金

6. 旅行契約の解除

(1)お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

①「別表」に掲げる旅行業務取扱料金

②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用

③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用

④前③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手続料金

(2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、6(1)に規定されている料金を申し受けます。

7. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

(1)当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。

(3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第9項による第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。

(4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

(5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

(6)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

8. 当社の責任と損害賠償・免責事項

[手配旅行]

(1)当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申出があった場合に限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

(2)当社の責任と損害賠償

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。

イ.食中毒

ウ.お客様ご自身の故意または過失による損害

エ.その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3)お客様の責任

お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

[旅行相談]

(1)当社の責任及び免責

契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限り、また、

当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。